

付

録

付 録

特許、実用新案、意匠、商標及び国際出願の手数料

(根拠法令) 特許法第一〇七条、第一九五条、実用新案法第三条、第五四条、意匠法第四
 二条、第六七条、商標法第四〇条、第七六条、特例法第四〇条、国際出願法第
 一八条、特許法等関係手数料令等

出願関係

(1) 特許					出願料
実用新案登録出願	特許出願	一件につき	一万五千元		
	外国語書面出願	一件につき	二万四千元		
	特許法第一八四条の五第一項の 規定による手続	一件につき	一万五千元		
	特許法第一八四条の二十第一項 の規定による申出	一件につき	一万五千元		
	特許権存続期間の延長登録出願	一件につき	七万四千元		

①平成一六年四月一日以降の出願 (1) 特許	出願審査請求料等		(4) 商標	(3) 意匠	(2) 実用新案	
	重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録出願	登録出願 防護標章出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願	商標登録出願	意匠登録出願 意匠法第十四条第一項の規定による秘密の請求	意匠登録出願 実用新案法第四十八条の十六第一項の規定による申出	実用新案法第四十八条の五第一項の規定による手続
	一件につき 一万二千円	一件につき六千八百円に一の区分につき一万七千二百円を加えた額	一件につき三千四百円に一の区分につき八千六百円を加えた額	一件につき 五千百円	一件につき 一万六千円	一件につき 一万四千元

<p>②昭和六三年一月一日から平成一六年三月三十一日の出願</p>						
<p>一件につき八万四千三百</p>	<p>昭和六二年一月一日から平成一六年三月三十一日の出願とみなされるもので、特定調査機関が交付した調査報告書を提示した場合</p>	<p>昭和六二年一月三十一日以前の出願とみなされるもの</p>	<p>特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合</p>	<p>特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願</p>	<p>特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願</p>	<p>出願審査請求</p>
<p>一件につき八万四千三百</p>	<p>一件につき十二万三千七百円に一請求項につき一万四千四百円を加えた額</p>	<p>一件につき十五万四千六百円に一発明につき一万八千円を加えた額</p>	<p>一件につき十三万四千九百円に一請求項につき三千二百円を加えた額</p>	<p>一件につき十五万千七百円に一請求項につき三千六百円を加えた額</p>	<p>一件につき十萬二千二百円に一請求項につき二千四百円を加えた額</p>	<p>一件につき十六万八千六百円に一請求項につき四千円を加えた額</p>
			<p>注1</p>			

② 技術評価請求	① 出願審査請求	(2) 実用新案	出願審査請求	特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願	特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願	特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合	昭和六二年一月三十一日以前の出願とみなされるもの
			円に一請求項につき二千円を加えた額	円に一請求項につき四万九千四百円を加えた額	円に一請求項につき六万七千四百円を加えた額	円に一請求項につき五万六千六百円を加えた額	円に一発明につき九千円を加えた額
	昭和六三年一月一日から平成五年一月三十一日の出願		円に一請求項につき四万六千五百円を加えた額				

審判関係

1. 審判（再審）請求

(1) 特許

判定請求	無効審判係争中の 明細書又は図面の 訂正請求		特許権の存続期間の延長登録又はその拒絶査定に係る 審判（再審）請求	審判（再審）請求	
	昭和六二年一月三十一日以前の出願	昭和六三年一月一日以後の出願		昭和六二年一月三十一日以前の出願	昭和六三年一月一日以後の出願
一件につき	一件につき二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円を加えた額	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額	一件につき	五万五千円	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額
四万円					

明細書又は図面の訂正請求	無効審判係争中の明細書又は図面の訂正請求		審判（再審）請求		（2）実用新案	審判又は再審への参加申請（補助参加）	審判又は再審への参加申請（当事者参加）	裁定の取消し請求	裁定請求
	昭和六二年一月一日以前の出願	昭和六三年一月一日以後の出願	昭和六二年一月一日以前の出願	昭和六三年一月一日以後の出願					
一件につき 千四百円	一件につき 五万五千円	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額	一件につき 五万五千円	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額		一件につき 一万六千五百円	一件につき 五万五千円	一件につき 二万七千五百円	一件につき 五万五千円

判定請求	一件につき 四万円	
裁定請求	一件につき 五万五千元	
裁定の取消し請求	一件につき 二万七千五百円	
審判又は再審への参加申請（当事者参加）	一件につき 五万五千元	
審判又は再審への参加申請（補助参加）	一件につき 二万七千五百円	
（3）意匠		
審判（再審）請求	一件につき 五万五千元	
判定請求	一件につき 四万円	
裁定請求	一件につき 五万五千元	
裁定の取消し請求	一件につき 二万七千五百円	
審判又は再審への参加申請（当事者参加）	一件につき 五万五千元	
審判又は再審への参加申請（補助参加）	一件につき 二万七千五百円	

		(4) 商標	
		審判(再審)請求	一件につき一万五千円に 一の区分につき四万円を 加えた額
		判定請求	一件につき 四万円
		審判又は再審への参加申請(当事者参加)	一件につき 五万五千元
		審判又は再審への参加申請(補助参加)	一件につき 一万六千五百円
特許・登録料関係			
特許料・登録料			
(1) 特許料			
① 昭和六三年一月一日以後の出願			
		(平成一六年四月一日以降に審査請求を行う出願)	
第一年から第三年まで		毎年一件につき二千三百 円に一請求項につき二百 円を加えた額	
	毎年一件につき七千円		

<p>第四年から第六年まで</p>	<p>に一請求項につき五百円を加えた額</p>	
<p>第七年から第九年まで</p>	<p>毎年一件につき二万四千 百円に一請求項につき千 七百元を加えた額</p>	
<p>第十年から第二十五年まで</p>	<p>毎年一件につき六万六千 百円に一請求項につき四 千八百円を加えた額</p>	
<p>(平成一六年三月三十一日までに審査請求をした出願)</p>		
<p>第一年から第三年まで</p>	<p>毎年一件につき一万四千 百円に一請求項につき千 円を加えた額</p>	
<p>第四年から第六年まで</p>	<p>毎年一件につき一万七千 九百円に一請求項につき 千四百円を加えた額</p>	
<p>第七年から第九年まで</p>	<p>毎年一件につき三万五千 八百円に一請求項につき 二千八百円を加えた額</p>	
<p>第十年から第二十五年まで</p>	<p>毎年一件につき七万六千 百円に一請求項につき五 千六百円を加えた額</p>	

		②昭和六二年二月三十一日以前の出願	
(平成一六年四月一日以降に審査請求を行う出願)			
第一年から第三年まで	第一年から第三年まで	毎年一件につき千五百円に一発明につき千円を加えた額	
第四年から第六年まで	第四年から第六年まで	毎年一件につき四千八百円に一発明につき二千九百円を加えた額	
第七年から第九年まで	第七年から第九年まで	毎年一件につき一万四千三百円に一発明につき八千八百円を加えた額	
第十年から第二十五年まで	第十年から第二十五年まで	毎年一件につき四万七千五百円に一発明につき二万九千六百円を加えた額	
(平成一六年三月三十一日までに審査請求をした出願)			
第一年から第三年まで	第一年から第三年まで	毎年一件につき七千五百円に一発明につき四千九百円を加えた額	
第四年から第六年まで	第四年から第六年まで	毎年一件につき一万九百円に一発明につき七千九百円を加えた額	

①平成一七年四月一日以降の出願	(2) 実用新案登録料	第七年から第九年まで	毎年一件につき二万三千八百円に一発明につき一万四千八百円を加えた額	四百円を加えた額
		第十年から第二十五年まで	毎年一件につき四万七千五百円に一発明につき二万九千六百円を加えた額	
		追加特許の場合		
		第一年から第三年まで	毎年一発明につき五千六百円	
		第四年から第六年まで	毎年一発明につき八千四百円	
		第七年から第九年まで	毎年一発明につき一万六千八百円	
		第十年から第二十五年まで	毎年一発明につき三万三千六百円	

<p>第一年から第三年まで</p>	<p>毎年一件につき八千五百円に一請求項につき八百円を加えた額</p>	
<p>③昭和六三年一月一日から平成五年十二月三十一日の出願</p>		
<p>第四年から第六年まで</p>	<p>毎年一件につき一万五千四百円を加えた額</p>	
<p>第一年から第三年まで</p>	<p>毎年一件につき七千六百円に一請求項につき七百円を加えた額</p>	
<p>②平成六年一月一日から平成一七年三月三十一日の出願</p>		
<p>第七年から第十年まで</p>	<p>毎年一件につき一万八千九百円を加えた額</p>	
<p>第四年から第六年まで</p>	<p>毎年一件につき六千四百円に一請求項につき三百円を加えた額</p>	
<p>第一年から第三年まで</p>	<p>毎年一件につき二千四百円に一請求項につき百円を加えた額</p>	

	第四年から第六年まで	毎年一件につき一万六千九百円を加えた額	
	第七年から第十年まで	毎年一件につき三万三千八百円に一請求項につき三千二百円を加えた額	
	④昭和六二年一月三十一日以前の出願		
	第一年から第三年まで	毎年一件につき九千三百円	
	第四年から第六年まで	毎年一件につき一万八千五百円	
	第七年から第十年まで	毎年一件につき三万七千円	
	(3) 意匠登録料		
	第一年から第三年まで	毎年一件につき八千五百円	
	第四年から第十年まで	毎年一件につき一万六千九百円	
		毎年一件につき	

<p>第十一年から第二十年まで</p>	<p>三万三千八百円</p>	<p>注2</p>
<p>類似意匠の場合</p>	<p>一件につき 八千五百円</p>	
<p>(4) 商標登録料</p>		
<p>商標(防護標章)登録料</p>	<p>一の区分につき 三万七千六百円</p>	
<p>分納額(前期・後期支払)</p>	<p>一の区分につき 二万九千九百円</p>	
<p>防護標章更新登録料</p>	<p>一の区分につき 四万千八百円</p>	
<p>商標権の分割申請</p>	<p>一件につき 三万円</p>	
<p>更新登録申請</p>	<p>一の区分につき 四万八千五百円</p>	
<p>分納額(前期・後期支払)</p>	<p>一の区分につき 二万八千三百円</p>	
<p>(注2) 第十六年から第二十年については、平成十九年四月一日以降の出願のみ</p>		
<p>特許法等関係手数料</p>		
<p>特許法等関係手数料期間の延長・期日の変更</p>	<p>一件につき 二千百円</p>	

登録証の再交付請求	承継の届出(名義変更)		一件につき 四千六百円
	一件につき 四千二百円	一件につき 千四百円	一件につき 千四百円
証明の請求	オンライン請求	一件につき 千五百円	一件につき 千五百円
	窓口請求 窓口請求(通常実施権等に係る情報について利害関係確認が必要な場合)	一件につき 千七百五十円	一件につき 千七百五十円
書類又は見本の閲覧請求	窓口請求	一件につき 三百円	一件につき 三百円
	窓口請求(通常実施権等に係る情報について利害関係確認が必要な場合)	一件につき 六百円	一件につき 六百円
紙原簿の閲覧請求	オンライン請求	一件につき 九百円	一件につき 九百円
	窓口請求	一件につき 六百円	一件につき 六百円
ファイル記録事項記載書類の閲覧請求	オンライン請求	一件につき 六百円	一件につき 六百円
	窓口請求	一件につき 九百円	一件につき 九百円

登録事項（磁気原簿）記載書類の交付請求	オンライン請求	一件につき 八百円	
	窓口請求	一件につき 千円	
	窓口請求（通常実施権等に係る情報について利害関係確認が必須な場合）	一件につき 千四百円	
磁気ディスクへの記録（電子化手数料）	一件につき千二百円に一枚につき七百元を加えた額		注3

（注3）支払は登録情報処理機関（財団法人工業所有権電子情報化センター）からの支払通知を以て現金にて納付してください。特許印紙での支払はできません。

国際出願関係手数料（特許・実用新案）

国際出願手数料	国際出願の用紙の枚数が三〇枚まで			
	一件につき 十一万三千二百円	国際出願日が二〇〇九年五月三十一日以前のもの		
	一件につき 十万三千九百円	国際出願日が二〇〇九年六月一日以降、六月三〇日以前のもの		
	一件につき 十一万六千三百円	国際出願日が二〇〇九年七月一日以降のもの		
一枚につき 千三百円		国際出願日が二〇〇九年		

		国際出願手数料からの減額			
2 オンラインでした国際出願		1 PCT-SAFE ソフトウェアのEASYモードを使用して作成した願書(紙)とFD(願書及び要約書の電子データを格納)を同時に提出した国際出願		三〇枚を超える用紙	
一件につき 二万六千二百円	一件につき 二万三千四百円	一件につき 二万五千五百円	一件につき 八千七百元	一件につき 七千八百円	一件につき 八千五百円
国際出願日が二〇〇九年七月一日以降のもの	国際出願日が二〇〇九年六月一日以降、六月三日以前のもの	国際出願日が二〇〇九年五月三十一日以前のもの	国際出願日が二〇〇九年七月一日以降のもの	国際出願日が二〇〇九年六月一日以降、六月三日以前のもの	国際出願日が二〇〇九年五月三十一日以前のもの
国際出願日が二〇〇九年七月一日以降のもの	国際出願日が二〇〇九年六月一日以降、六月三日以前のもの	国際出願日が二〇〇九年五月三十一日以前のもの	国際出願日が二〇〇九年七月一日以降のもの	国際出願日が二〇〇九年六月一日以降、六月三日以前のもの	国際出願日が二〇〇九年五月三十一日以前のもの

取扱手数料	予備審査手数料	国際調査の追加手数料	送付手数料		調査手数料		
国際予備審査請求	日本国特許庁が国際予備調査を行う国際出願	日本国特許庁が国際調査を行う国際出願	ヨーロッパ特許庁が国際調査を行う国際出願	日本国特許庁が国際調査を行う国際出願	ヨーロッパ特許庁が国際調査を行う国際出願		日本国特許庁が国際調査を行う国際出願
	一件につき 一万九千六百円	一件につき 三万六千円	一件につき 一万三千円	一件につき 一万三千円	一件につき 二十一万二千六百円	一件につき 二十六万八千八百円	一件につき 九万七千円
料金支払日が二〇〇九年	料金支払日が二〇〇九年 三月三十一日以前のもの				国際出願日が二〇〇九年 二月一五日以降のもの	国際出願日が二〇〇九年 二月一四日以前のもの	

国際登録の名義人の変更の記録 請	国際登録の存続期間の更新の申	一件につき 四千二百円		
	事後指定	一件につき 四千二百円		
	国際登録出願	一件につき 九千円		
	日本国特許庁（本国官庁）へ納付する手数料			
国際出願関係手数料（商標）				
	予備審査の追加手数料	日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願	一件につき 一万六千円 一件につき二万円に請求の範囲の発明数から一を減じた数を乗じた額	四月一日以降のもの
	文献の写しの請求に係る手数料	一件につき 千四百円		
	書類の謄本またはファイル記録事項を記載した書面の交付に係る手数料	一件につき 千四百円		
	優先権の書類の送付の請求に係る手数料	一件につき 千四百円		
	国際出願に関する書類についての証明書等の交付の請求に係る手数料	一件につき 千四百円		

(2)事後指定	(1)国際登録出願						国際事務局(WIPO)へ納付する国際手数料	の申請
	付加手数料	基本手数料	個別手数料	追加手数料	付加手数料	基本手数料(標章が色彩付きでない場合(白黒)) 基本手数料(標章が色彩付きである場合(カラー))		
	一指定国ごとに百スイスフラン	三百スイスフラン	付加手数料及び追加手数料に代えて、個別手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合、各締約国ごとに定める額	標章の国際分類の数が三を超えた一区分ごとに百スイスフラン	一指定国ごとに百スイスフラン	九百三スイスフラン	一件につき 四千二百円	

(4) 国際登録の名義 人の変更の記録の 申請	(3) 国際登録の存続 期間の更新の申請					
	一部移転	全部移転	個別手数料	追加手数料	付加手数料	基本手数料
商品又は指定国の一部を 移転する場合 百七十七 スイスフラン	国際登録の全部を移転す る場合 百七十七スイス フラン	個別手数料の受領を宣言 している締約国を指定す る場合 各締約国ごとに 定める額	標準の国際分類の数が三 を超えた一区分ごとに百 スイスフラン	一指定国ごとに百スイス フラン	六百五十三スイスフラン	個別手数料の受領を宣言 している締約国を指定す る場合 各締約国ごとに 定める額
					注 4	

(注4) 六ヶ月間の猶予期間に手続した場合は、上記基本手数料六百五十三スイスフランとは別に(割増手数料)が必要となり

ます。

(備考)

(1) 国が出願、請求その他の手続をする場合には手数料を要しない(ただし、国際出願に関する国際事務局に対する手数料はこの限りでない)。

(2) 手数料(登録情報処理機関に対して納付する電子化手数料を除く。)は、特許印紙をもって納付されることとされる。ただし、平成八年の法律改正により、特許庁から交付する納付書を用いて日本銀行(本店、支店、代理店又は歳入代理店)から現金で納付することも可能となった(ただし、オンラインを利用して行う手続に関してはこの限りではない)。